

奨学金の制度・授業料等の支援についての概要

(平成29年度)

聖霊女子短期大学附属高等学校

I 〈本校独自の奨学金制度〉

【特待生制度】 *返還義務なし

- * 入学金全額免除及び授業料半額相当分支給
- * 1年生は1月の特待生試験での合格者及び2月の一般入試での特待合格者。
2, 3年生は年度末に申請書類を提出し、審査の上認められた者。

【ちどり会(同窓会)奨学金】 *返還義務なし

- * 授業料半額相当分支給 …… 毎年6月に募集案内をする。
(応募資格) ・品行方正で、学費納入が困難な生徒であること。

【聖霊教育基金奨学金】 *返還義務なし

- * 入学後、家庭の経済状況の急変に伴い学費納入が困難になった生徒を対象とする。
- * ちどり会奨学金の補完としての活用もあります。

II 〈その他〉

【高等学校等就学支援金(国からの支援)】

国からの就学支援金は次のように5段階に分かれます。

市町村民税所得割額	支給額(月額)	※参考 年収(目安)
304,200円以上	0円	910万円以上程度
304,200円未満	9,900円	910万円未満程度
154,500円未満	14,850円	590万円未満程度
51,300円未満	19,800円	350万円未満程度
0円(非課税)	24,750円(国際・特進) 24,000円(総進)	250万円未満程度

申請する場合は、市役所や役場から「市町村民税所得割額」の証明を添えて申請してもらいます。
申請時期は、1年生が4月と6月(2回)、2・3年生が6月(1回)です。学校から案内通知をします。

申請しないと支給されませんのでご注意ください。

就学支援金は国から振り込まれ次第、各ご家庭の口座に振り込みます。

授業料等納付金は毎月、正規の額を引き落としますのでご注意ください。

なお、非課税世帯に限り、上記以外に「高校生等奨学給付金」が別途申請した場合に支給されます。
支給額は以下の通りです。

- 生活保護受給世帯に対して、年額52,600円支給
- 第一子の高校生等がいる世帯に対して、年額67,200円支給
- 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯に対して、年額138,000円支給

【私立高校入学科・授業料軽減補助(県からの支援)】

次の資格を満たすご家庭には、国からの支援のほか、さらに県からの補助があります。

個々の状況によって、補助金額が異なりますので、詳細は割愛いたします。

- (資格) ①生活保護受給者 ②交通遺児 ③不慮の災害の被災者 ④母子家庭 ⑤父子家庭
⑥その他特別な事情のある場合

- ※ 案内は10月頃になります。
- ※ 入学科の補助は1年生に限ります。